

容量停止計画と作業停止計画の調整スケジュールの整合に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

No.	意見・質問等	本機関の回答
1	調整スケジュール変更は、何年度から適用されるのか。	契約変更等のリードタイムを考慮して2025年度に調整を行う2026年度・2027年度計画の調整より適用開始見込みとなっております。ただし早期対応可能なエリアにおいては、2024年度からの運用を妨げないことといたします。
2	今回の変更案はいつから実施なのか。現状のスケジュールをもとに業務調整を実施しているため、変更決定以降、一定の準備期間をもって実施となるよう配慮頂きたい。	
3	適用時期についての記載がないが、来年度以降の適用を考えているということでしょうか。	
4	本変更の適用はいつの年度における調整からになりますでしょうか。(例：2026年度調整における2027, 2028年度分作業停止計画から、など) 本変更に合わせて、社内外との作業停止計画調整スケジュール変更を予め検討する必要があるため、その点明確化していただきたく存じます。	
5	調整スケジュールの変更は、何年度からの適用を予定されていますでしょうか？	
6	作業停止計画の最終案提出が1月上旬となっているが、容量停止計画側でSTEP4まで実施され、且つ調整期間延長が発生した場合、作業停止計画の最終案提出が間に合わないおそれがある。その場合、作業停止計画と容量停止計画の整合性が図れないが問題ないか。	容量停止計画の調整手続は原則12月までとしております。ただし供給力の確保状況により特別な対応として調整期間を延長した場合、作業停止計画においても同様に最終案を決定させることは出来ないためその内容を整合させることが出来るものとなっております。
7	発電機の補修計画は、次年度以降の予算も踏まえた決定が必要であり、上期において確実性のある計画を提出することは困難。12月末以降の容量停止計画調整完了後の変更を回避したいのであれば、停電作業計画の調整ルールに、容量停止計画に係る補修調整は12月末以降変更不可とするルールを追加すればよいのではないか。	作業停止計画の原案においては調整案、最終案に向けて調整が行われるため、本変更案についても原案からの変更を否定するものではありません。 また、容量停止計画については調整手続を原則12月末まで行うこととしております。従って、現状においても一部の作業停止計画は12月末～2月中旬まで調整可能となっている一方、容量停止計画に影響を与える作業停止計画については原則12月末以降変更不可となっております。このため、より一体的な作業停止計画調整を行えるようスケジュールの見直しを図るものです。
8	発電機の補修計画は、次年度以降の予算も踏まえた決定が必要であり、上期において確実性のある計画を提出することは困難。7月末の提出とする場合には、調整案段階において、原案から大幅に変更になる場合があることを前提とした補修調整をお願いしたい。	
9	作業停止計画調整スケジュール変更案(P8)について、作業停止計画の原案を7/末に提出した後、流通・発電設備作業調整が8/～10/中旬頃？までと、図で表記されていますが、容量停止計画と整合させるのであれば8/～9/末が正しいのではないのでしょうか。また、7/末で提出した容量停止計画提出(流通設備作業に同調を求める長期固定電源)後の流通設備作業調整は、基本的に同調していただくものの、同調できない場合は9/末を目標に調整完了すると考えますので、9/末以降の調整は基本的に無い認識でいます。	容量停止計画の調整期間は原則11月1日～12月末としております。本変更はこの調整期間と作業停止計画の調整期間を整合させるものです。9月末に一般送配電事業者から通知される流通設備作業に関する事項については計画の最終案ではなく、容量停止計画と同時に調整が行われるものです。このため本変更により調整期間を整合させることで、どちらかの計画が先行することなく、一体的な調整を目指すものです。
10	本変更に伴い、発電事業者に関する貴機関への供給計画提出スケジュールの変更は発生しない認識で相違ないでしょうか。 【送配電等業務指針(令和6年4月10日)における現行スケジュール】 供給計画案提出：毎年2月10日 供給計画提出：毎年3月1日	本変更に伴い、供給計画提出スケジュールを前倒しすることは現段階で検討しておりません。
11	今回作業停止計画および容量停止計画の調整スケジュールを一致させる上で、貴機関システムへのデータ登録作業を一本化することもご検討いただきたく存じます。現状、作業停止計画および容量停止計画の作成・登録作業により発電事業者へ多大な負荷がかかっており、両データの登録内容は重複している部分も多いため、合理的なシステム構築へ向けご一考のほどよろしくご願ひいたします。	頂いたご意見を参考にさせていただき、引き続き検討を行います。
12	本変更の目的として、資料には「容量停止計画と作業停止計画の調整スケジュールを整合させることにより、作業停止計画策定における各種対応の最適化」と記載ございますが、容量市場制度の対象外である沖縄エリアの作業停止計画調整スケジュールも今回他エリアに合わせて変更となる理解でよろしいでしょうか。	作業停止計画については送配電等業務指針ほか、それらに準拠した作業停止計画調整マニュアル、属地一般送配電事業者と締結する申合書などの相対契約によってスケジュールが定められております。このため変更の起因となった容量市場において対象外となっていた場合でも作業停止計画スケジュールにおいては上記規程などに基づき対応頂くこととなります。
13	【意見】P8 作業停止計画調整スケジュール変更案 ●翌年度分の作業停止計画について 7月断面での原案提出以降、個社事情になります。翌年度予算策定の関係から、作業停止計画に変更が発生する場合があります。 また、当年度作業の繁忙期を10～12月に迎える発電所もあり、1月上旬に変更を反映した正確な最終案を提出するのは非常に厳しい状況です。 そのため、2ヵ年分の作業停止計画は現行のスケジュールのままとし、翌々年度分の作業停止計画のみ、12月断面から変更不可とすることで、対応出来ないでしょうか。	作業停止計画の原案においては調整案、最終案に向けて調整が行われるため、本変更案についても原案からの変更を否定するものではありません。 また、年間作業停止計画で調整を行う2ヵ年分の計画のうち1ヵ年目の計画は前年度に調整されており容量停止計画へ影響を与える計画については前年度12月末以降(実需給2カ年前12月末以降)原則変更不可となっております。このため、容量停止計画へ影響を与える作業停止計画として本変更案により影響を受けるのは翌々年度分の作業停止計画のみとなります。